

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【8】
2. 日時：令和4年9月28日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

秋本管理官補佐、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他7名

原子力本部 原子力部 主任 他6名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

## 5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び9月28日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【地下水位低下設備に関する LCO 等について】

- 地下水位低下設備の運転上の制限について、当該設備の排水経路が確保されない場合の動作不能の判断について考え方を整理して説明する

こと。

- 地下水位低下設備について、1 揚水井戸あたり水位計は全 3 台、ポンプは全 2 台あるとの説明であるが「水位高」、「水位高高」となった場合及び水位計が動作不能となった場合のポンプ動作及びインターロックの考え方を整理し説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2) を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール (案)
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (66 条 先行 BWR プラントとの比較表)
- ・ 女川 2 号保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法及び確認について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 復水貯蔵タンク水位の維持管理について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 補助パラメータの運用について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉施設保安規定に係る説明資料 (教育訓練について)
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉施設保安規定に係る説明資料 (保安規定と手順書との関連)
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 SA 要員欠員時のプラント停止判断に係る記載について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時及び有毒ガス発生時の体制の整備について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 添付 1-2 「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」のうち施設管理、点検に関する記載について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子力防災体制の運用強化について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制の整備について

- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 添付 1 - 2 と添付 1 - 3 の初期消火要員の関係について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 格納容器内の火災防護について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 高濃度火山灰対応について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 保安規定第 4 8 条（格納容器内の酸素濃度）の変更について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 有毒ガス発生時及び新たな有毒化学物質確認時における対応について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 新規制基準保安規定変更に伴う第 2 編（廃止措置段階）の変更について